

新型コロナウイルスの影響等により**徴収猶予の特例を受けられた方へ**

猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納付いただきますようお願いいたします。納付に当たっては、猶予許可通知書送付時に同封した納付書等により、お近くの金融機関等で納付してください。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、市税事務所納税担当（裏面参照）にお早めにご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けると延滞金が軽減されます。他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

【資料のご提出等に当たっては市税事務所納税担当（裏面参照）にお問い合わせください。】

※ eLTAX から徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

- ◆ 御相談の際は、まず電話により下記担当へ御連絡ください。
御相談いただいた際に申請手続について御説明いたします。

※ 個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割）については、1月1日現在にお住まいの地域の担当に御相談ください。

その他の税目については、諸税徴収担当に御相談ください。

- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から可能な限り、郵送による申請を御活用ください。

市税事務所納税担当窓口一覧		
担当名	担当地域	電話番号 <市外局番075>
納税第1担当	市外	222-3513
	北区	222-3441
	上京区	222-3442
納税第2担当	左京区	222-3446
	中京区	222-3453
納税第3担当	右京区	222-3454
	西京区	222-3455
	西京区洛西	222-3456
納税第4担当	東山区	222-3457
	下京区	222-3458
	南区	222-3459
納税第5担当	伏見区	222-3460
	伏見区深草	222-3461
納税第6担当	山科区	222-3462
	伏見区醍醐	222-3463
諸税徴収担当		222-3514

- ◆ 猶予制度の詳細については、京都市ホームページ『京都市情報館』に掲載していますので、ご参照ください。申請書類もダウンロード可能です。



(詳細はこちらから)

京都市 納税の猶予

で 検索